

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○非該当 →)	競争的資 金(該当: ○非該当 →)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考											
3229	経済産業省	16		427		経済協力開発機構原子力機関拠出金		経済協力開発機構(原子力機関(OECD/NEA))において行われる原子力発電、核燃料サイクルに関する経済性評価や核燃料サイクル、放射性廃棄物に関する政策的、技術的検討に関する議論の動向を正確に把握し、そうした検討の方向と同機関の活動を我が国の原子力行政と整合的なものとする。また、福島第一原子力発電所の事故及びその廃止措置に資するプロジェクトやプロジェクト形成に向けた専門家会合を実施する。	OECD/NEAの場において、原子力発電、核燃料サイクル、放射性廃棄物、原子力安全規制等、国際的な知見・経験を踏まえて取り組むべき共通の課題の解決を目的として、各国の専門家からなる会合を開催し、各種報告書ととりまとめ(NEA)に加盟する上での義務的経路。また、広く世界の知見を結集・活用するとともに、廃止措置等を通じて得られる知見・教訓を世界と共有していくため、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」と連動し、その廃止措置等に向けた取り組みの中で発生するニーズを捉えた国際共同プロジェクト	0	0																					7_b,5	非該当								
3230	経済産業省	16		428		過酷事故発生施設廃止措置技術調査拠出金		経済協力開発機構(原子力機関(以下、「OECD/NEA」という。))において、福島第一原子力発電所の事故及びその廃止措置に資するプロジェクトやプロジェクト形成に向けた専門家会合を実施することで、広く世界の知見を結集・活用するとともに、廃止措置等を通じて得られる知見・教訓を世界	福島第一原子力発電所の廃止措置等に関連するOECD/NEAの活動を、本拠出金で支援するもの。具体的には、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」と連動し、その廃止措置等に向けた取り組みの中で発生するニーズを捉えた国際共同プロジェクト	0	0																					5_d4_1,1	非該当								
3231	経済産業省	16		429		原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業		再稼働や廃炉など原子力発電施設等を取り巻く環境変化が立地地域に与える影響を緩和するため、立地地域の経済・雇用の基盤の強靭化につながる新たな産業の創出等、中長期的な視点に立った地域振興を国と立地自治体が一体となって取り組む。	原子力発電施設等の立地地域の実情・ニーズを踏まえて、地域資源の活用とブランド力の強化を図る産産・サービスの開発、販路拡大、PR活動等の地域取組支援や交付金の交付を行い、立地地域への客客向上、雇用の確保、新たな産業の創出等を旨とする。また、こうした立地地域の今後取り組むべき課題等に関する調査を実施する。	0	0																						8.6	3_c,4,3	非該当						
3232	経済産業省	16		430		原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業費(旧:原子力総合コミュニケーション事業)		福島第一原発事故を踏まえ、原子力を含む我が国のエネルギー政策、放射線等の理解促進や風評被害の防止等、核燃料サイクル施設の立地地域における理解促進、高レベル放射性廃棄物等の処分事業の必要性や福島第一原発の廃炉・汚染水対策の進捗状況等について広く国民に周知を図るため、原子力発電施設及び核燃料サイクル施設の立地又は立地予定地域住民に対する広聴・広報活動の実施、国民各層に対する理解しやすいきめ細かな全国レベルでの情報提供を実施するとともに、高レベル放射性廃棄物等の処分事業や福島第一原発の廃炉・汚染水対策の進捗状況等に関する広聴・広報活動等を実施する。	原子力施設の稼働においては安全性を最優先にすることはもちろんのこと、国民・立地自治体との信頼関係の構築が不可欠。このため、①原子力に関する一般的な情報、②核燃料サイクルといった基本的な政策、③高レベル放射性廃棄物の最終処分や福島第一原発の廃炉・汚染水対策の進捗状況のような原子力が持つ課題について、国民・立地自治体等とのきめ細かいコミュニケーションを行う。具体的には、平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画に明記しているように、立地地域、電力消費地を含めた多様なステークホルダーに対し、科学的根拠や客観的事実に基づいた広聴等を実施する。	0	0																										3_c,4,3	非該当			
3233	経済産業省	16		431		原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金		福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにする。	①原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して、②原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助額のうち中間貯蔵施設費用相当分の回収額の範囲内で、③「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)を踏まえ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第69条に基づき交付金を交付する。	0	0																								8.6	非該当					
3234	経済産業省	16		432		福島特定原子力施設地域振興交付金		「中間貯蔵施設等に係る対応について」(平成26年6月8日環境省・復興庁)を踏まえ、福島県に対して、福島第一原子力発電所の事故という特殊事情に鑑み、30年間にわたり継続して交付金を交付する。	「中間貯蔵施設等に係る対応について」(平成26年6月8日環境省・復興庁)を踏まえ、福島県に対して、福島第一原子力発電所の事故という特殊事情に鑑み、30年間にわたり継続して交付金を交付する。	0	0																								8.6	非該当					
3235	経済産業省	16		433		国連気候変動枠組条約事務局拠出金(京メカ関連)		国際約束に基づき、我が国が京都メカニズムを活用する上で必要不可欠なITL(国際取引ログ)の運営費を拠出し、これらの円滑な運営に資することを目的とする。	京都議定書目標達成計画に基づき、京都メカニズムクレジットを取得する必要があった我が国は、ITLの運営資金を利付として拠出することによってITLとの接続及びITLの高い信頼性を確保し、世界各国との円滑なクレジット取引を確保してきた。京都議定書第一約束期間及びその調整期間を終了したが、引き続き我が国の民間企業はCSR等の観点から、CDM(クリーン開発メカニズム)に参加していることから(約440社が口座を保有)、日本の国別登録簿をITLに接続するため、運利資金を拠出するもの。	0	0																									8.6	非該当				
3236	経済産業省	16		434		国連気候変動枠組条約事務局拠出金		気候変動問題に係る国連におけるルール形成に際し、国連気候変動枠組条約事務局(以下、条約事務局。本部はドイツ・ボンに所在。)に我が国から資金拠出を行い、同時に人材を派遣して条約事務局の作業に従事させることを通じて、パリ協定等の枠組が公平で実効性ある枠組となるような詳細ルールの構築を目指す。	条約事務局におけるパリ協定等の詳細ルール検討を前進させるため、我が国から条約事務局に資金拠出を行い、条約事務局に専門的知見を持つ経済産業省職員を派遣し、我が国が重視する作業に従事させる。具体的には、パリ協定等に係る詳細ルールの検討及び技術移転の促進等に必要となる分析作業や、COP等の国際会議における議長サポーター等の業務を実施する。	0	0																										6.5,7	非該当			
3237	経済産業省	16		435		国連気候変動枠組条約技術メカニズム拠出金		途上国への支援策の一つである技術移転に関しては、その中心的な役割を担う「気候技術センター及びネットワーク(CTCN)」の設立が2010年に開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)にて合意され、COP17において締約国に対して資金拠出等を通じたCTCNに対する支援を行うことを求める内容の合意がなされた。これを受け、国連気候変動枠組条約事務局またはCTCNへ資金拠出を行い、CTCNにおける途上国への技術移転に関する議論に積極的に関与することによって、我が国が持つ最先端先端技術を戦略的に普及させ地球規模での効果的な温室効果	気候変動枠組条約における技術メカニズムの要素の一つであるCTCNの運営等に係る費用として、国連気候変動枠組条約事務局またはCTCNに対して拠出を行い、我が国として今後の技術移転に関して積極的に議論に関与していく。	0	0																										6.5,1	非該当			
3238	経済産業省	16		436		資源有効利用促進等利子補給金		事業者が、金融機関からの融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付する。	事業者が、金融機関から1億円以上の融資を受け、3Rの促進に資する設備の設置・改善等を行う場合に、事業者の金利負担を軽減するため、融資残高の0.4%を上限として、金融機関に利子補給金を交付する。	0	0																								8.6	非該当					
3239	経済産業省	16		437		認証排出削減量等取得委託費		費用対効果を考慮して京都メカニズムクレジットを取得することにより、我が国がエネルギー利用や産業活動を著しく制約することなく京都議定書の目標を達成することを目的とする。	京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に基づき、京都議定書の削減目標(90年比▲6%)を達成するために国内対策を最大限努力してもなお生ずる不足分(▲1.6%:約1億トン)について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合機構(NEDO)と京都メカニズムを活用して、クレジットを取得することとされている。同計画に基づきNEDOに委託しクレジットの取得を行ったところ、相手国において環境プロジェクトに支出されなかったことにより発生した未使用金について債権回収を行う。	0	0																									8.6	非該当				
3240	経済産業省	16		438		気候変動適応効果可視化事業		気候変動による影響へ適応するための対策(適応策)に關し、高い効果が見込まれる適応プロジェクトを組成して、その効果を可視化し、途上国の適応行動の強化に貢献するとともに、我が国の優れた技術の途上国への普及を目指す。	我が国企業が持つ優れた技術の適応分野における有効性や、その効果を可視化するための調査(FSI)を、気候変動の脆弱性が指摘される国で行う。加えて、調査(FSI)の結果を、これら国際基金や国際機関、途上国にインプットすること、我が国の優れた技術の途上国への普及を目指す。	0	0																										3_a,2	非該当			
3241	経済産業省	16		439		地球温暖化問題等対策調査		環境問題(地球温暖化対策、資源循環の推進、環境負荷の改善等)に関する施策の企画立案・実行にあたっては、広範な対象分野、対象者及び政策手法を適切に組み合わせることが必要である。本事業は、国として必要な情報収集及び調査・分析等を実施し、実効的な政策を企画立案・実行することを目的とする。	①地球温暖化問題に関する交渉において我が国として的確に対応するとともに、温室効果ガス排出量削減目標達成のため、地球温暖化に関する国内外の最新の研究データ収集や国際動向の調査・分析、②容器包装リサイクル法や資源有効利用促進法について、関係法令の施行状況の把握、法令の見直しのための調査・分析、③環境負荷物質から生じる産業公害を防止するための施策を適切に講じるため、国内外の環境保全の状況や関連技術の動向等に関する本事業では、産業公害防止及び環境保全のための政策立案の観点から、海外の状況も踏まえた産業公害防止対策等の現状及び有効な対策等に関する情報を我が国が把握し利用するため、産業公害防止対策等に関する各種情報・データについて、民間企業等を活用して調査等を行う。また、各地域における課題に即した産業公害防止関連政策の立案につなげるため、地方経済産業局においても、民間企業等	0	0																												1_b,2,6	非該当	
3242	経済産業省	16		440		中小企業等産業公害防止対策調査費(項)環境経営・競争力強化費(事務費)		年々強化されつつある各種環境規制に対応して、産業界の公害防止対策活動を円滑に進め、産業公害の防止に資するため、公害防止技術の普及、公害防止に関する各種環境負荷物質についての調査等を行い、我が国における産業公害防止対策等への各種取組を促進させる。	本事業では、産業公害防止及び環境保全のための政策立案の観点から、海外の状況も踏まえた産業公害防止対策等の現状及び有効な対策等に関する情報を我が国が把握し利用するため、産業公害防止対策等に関する各種情報・データについて、民間企業等を活用して調査等を行う。また、各地域における課題に即した産業公害防止関連政策の立案につなげるため、地方経済産業局においても、民間企業等	0	0																										1_b,2,6	非該当			
3243	経済産業省	16		441		中小企業等産業公害防止対策調査費(項)資源循環推進費(事務費)		省資源・再資源化政策を進めるための基本的な検討を実施するための事務費。	省資源・再資源化政策を進めるための基礎的な調査を実施する。	0	0																									1_b,2,6	非該当				
3244	経済産業省	16		442		低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金(旧:低炭素技術輸出促進人材育成支援事業費補助金)		日本の優れたエネルギーインフラや省エネ技術の海外展開を促進することにより、新興国等における温室ガスの削減や省エネを推進を図る。	日本企業への受入研修及び海外の企業現場への専門家派遣等を通じて、①エネルギーインフラの運転・保守管理を担う現地人材の育成、②現地工場等における生産工程の省エネを推進する人材の育成に対する支援を行う。(補助率2/3:中堅・中小企業、1/3:大企業(重点分野の案件1/2)、定額:後発開発途上国案件)	0	0																									5_a,4,2	非該当				
3245	経済産業省	16		443		地球温暖化・資源循環対策等に資する調査委託費(旧:温暖化対策基盤整備関連調査委託費)		エネルギー起源CO2の排出抑制に関する国内外の対策等に関する情報収集及び調査分析等を実施し、実効的な政策の企画立案・実行することを目的とする。	①我が国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に向けた産業界の取組み(低炭素社会実行計画等)に関する実態把握・分析や各分野における排出削減対策のあり方・効果等に関する調査・分析、②COP21で決定した2020年以降の将来枠組みを踏まえ、今後の国際交渉に資する諸外国におけるエネルギー起源CO2の排出抑制に関する政策、制度、技術等の動向の調査・分析、③急激な経済成長を続けるASEANをはじめとする新興国において、エネルギー起源CO2排出削減に資するリサイクル制度をはじめとした資源循環にかかわる制度構築のための調査・分析を実施する。	0	0																											1_b,2,6	非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円)	平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円)	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○ 非該当:○)	競争的資金(該当:○ 非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:○)	SBIR対象(該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考										
3339	復興庁(経済産業省)	8		167		原子力災害による被災事業者の自立等支援事業		避難指示等の対象である被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、12市町村の事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建等を支援する。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しする。	(1)人材マッチングによる人材確保支援事業【委託】: 12市町村内外からの人材確保を図るため、官民合同チームの個別訪問と連携し、事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握してマッチングを行う。 (2)6次産業化等へ向けた事業者間マッチング・経営者の右腕派遣事業【委託】: 販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間マッチングを行うとともに、事業の円滑な実施のため、経営者に伴走する専門家の派遣を行う。 (3)地域の伝統・魅力等の発信支援事業【補助】: 地域の誇り・魅力となる伝統工芸品や特産品(農・商工産品等)などを国内外に発信する展示会への出展等を行う事業者等を支援する。 (4)商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託】: 各商工会議所、商工会の広域的な連携を強化し、市町村の枠を超えた事業者間の連携等の促進を図る。また、事業者を対象としたセミナー等を開催する。 (5)つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助】: 地域の人と人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組(例:地元の農産品等を活用したイベント開催、退職技術者による技術伝承の取組等)を行うグループ等の活動を支援する。 (6)生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業【補助】: 地元商店等による共同配達と医療サービス等を組み合わせた効率的な共同運行システムの導入に向けて、移動・輸送手段等を支援する。	0	0													5_c4.2	3_c4.5	8.6							非該当							
3340	復興庁(経済産業省)	8		171		被災都市ガス導管移設復旧支援事業費補助金		都市ガス導管の再敷設により、被災地域のガスの安定供給を図り、当該地域における住民の生活復興や産業復興を促進する。	東日本大震災で被害を受けた地方自治体の復興計画に基づき行われる道路の嵩上げ等に伴うガス導管の再敷設を行う被災都市ガス事業者に対して、ガス導管の再敷設に要する費用の一部を支援し、被災地域のガスの安定供給を図る。(補助率2/3、1/2)	0	0																					4_a4.2		非該当						
3341	復興庁(経済産業省)	8		175		再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金		東日本大震災において被害を受けた地域の経済再生が必要である。被災地からは再生可能エネルギーを中核とした経済復興や雇用創出に対する期待が寄せられている。そのような被災地において、再生可能エネルギー発電設備に対する導入補助を行うことで、固定価格買取制度の活用を含め、再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大を図り、失われた雇用の復活や関連産業の集積を図る。	本事業では、①原子力災害の被災地(避難解除区域等)において、住民帰還やふるさとの再建を目的とした再生可能エネルギー設備とこれに付帯する蓄電池や送電線等の導入に対する補助(補助率:1/3)を、②東日本大震災によって大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県において、太陽光発電設備とこれに付帯する蓄電池や送電線等の導入に対する補助(補助率:1/10)を実施する。 本事業の実施により、被災地域での再生可能エネルギーの抜本的な導入拡大し、また発電事業の収益を活用した被災地域の復興のため事業(ふるさと再興事業)の実施により、失われた雇用の復活や関連産業の集積、原子力災害被災地の再建を図る。	0	0																								3_a.2		非該当			
3342	復興庁(経済産業省)	8		176		福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業		東日本大震災からの復興の基本方針、福島復興再生基本方針を踏まえて、国立研究開発法人産業技術総合研究所のノウハウや研究設備を用いて、福島県等被災地域に立地する企業の技術の性能評価等の技術支援を行うとともに、被災地域の大学等と連携し、再生可能エネルギー分野に係る産業技術人材の育成を行うことにより、被災地域における新たな産業を創出することを目的とする。	国立研究開発法人産業技術総合研究所が、福島再生可能エネルギー研究所において、被災地域に所在する企業等が開発した太陽光、風力、地中熱等の再生可能エネルギーに関連した技術シーズに対する性能評価、品質評価を行い、当該シーズの実用化に向けた技術開発を支援する。また、平成26年度より技術シーズ評価に加えて、地元大学、高専等に対する人材育成を実施し、先端技術に基づく教育プログラムや技術シーズ評価企業との連携を通じて、高度	1,080,000	1,080,000	1	特別	○	13	3	-	-	-	-	-	-													7_a.2		該当			
3343	復興庁(経済産業省)	8		177		中小企業再生支援協議会事業		東日本大震災による「二重債務問題」とは、既往債務が大きな負担になって新規資金調達困難となり、事業の再開ができないこと等をいう。本事業は、こうした問題を解決するほか、震災の影響により業績が悪化している被災事業者の再生支援に対応することで、被災事業者の本格的な事業再開を促進することを目的とする。	被災事業者の二重債務問題のほか、震災の影響により業績が悪化している被災事業者の再生支援に対応するため、被災後の産業復興相談センターにおいて被災事業者からの相談を受け付け、相談者の状況に応じて、再生計画の策定支援や「産業復興機構」に対して債権の買取要請等を実施する。	0	0																							8.6		非該当				
3344	復興庁(経済産業省)	8		178		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金		東日本大震災の被災中小企業の対策に充てるため、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」を踏まえ、「緊急の中小企業対策等」として実施する東日本大震災からの復興事業に必要な経費を支援し、被災地の復興支援を促進する。	○東日本大震災の被害を受けた中小事業者・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、仮設店舗、仮設工場等を設置し、自治体を経由して、中小事業者・小規模事業者に原則無償で貸し出す事業を実施するために必要な経費。 ○「二重債務問題」対策として、再生の可能性はあるが、すぐには再生計画の策定が困難な事業者が持つ債務を「産業復興機構」が買い取る。当該機構は買い取った債権を一定期間棚上げし、弁済及び金利の支払いを凍結することにより、その間に被災事業者事業再開を優先し、二重債務問題の解消を図ることとしている。「産業復興機構」は、その性質上、収益を計上することが困難であるため、当該機構の管理経費部分の一部を補助するために必要な経費。 ○中小機構が実施している東日本大震災からの復興支援事業を実施するために必要な事務経費。	0	0																									8.6		非該当		
3345	国土交通省	17	新28	1		先駆的空家対策モデル事業		空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に基づく、市区町村の取組を一層促進するため、市区町村等にノウハウの蓄積が十分でない事務等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国への展開を図る。	○事業内容: 市区町村等にノウハウの蓄積が十分でない空家法に関する事務等について、法務や不動産の専門家等と連携して、その運用方針等を検討・作成し、これを実際の空き家に適用し、その実施結果を踏まえた運用方針等の策定及び公開等を行う。 ○補助対象: 特定空家等の判断基準の作成、財産管理人制度を活用するためのマニュアル作成、内部助産の処分・管理の手法、住宅ストック維持・向上に資する、民間事業者等による以下の取組について支援を行う。 ・維持管理やリフォームの実施などによって住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持・向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等 ・住生活に関するニーズを一元的に受け付け、専門家が連携して多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備 ・リフォーム事業者の資格や施工実績、依頼者の評価等の情報を提供し、トラブル対応等に備えた第三者委員会を設置する等、消費者が安心して自分にあった事業者を選択できるウェブサイトの整備	0	0																										3_c2.3		非該当	
3346	国土交通省	17	新28	2		住宅ストック維持・向上促進事業		健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。	○事業内容: ・維持管理やリフォームの実施などによって住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持・向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等 ・住生活に関するニーズを一元的に受け付け、専門家が連携して多様な消費者のニーズに対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備 ・リフォーム事業者の資格や施工実績、依頼者の評価等の情報を提供し、トラブル対応等に備えた第三者委員会を設置する等、消費者が安心して自分にあった事業者を選択できるウェブサイトの整備	0	0																									3_c4.5		非該当		
3347	国土交通省	17	新28	3		建築材料等に関するサンプル調査		大臣認定仕様とは異なる仕様の建築材料等の製造・出荷の再発を防止するため、大臣認定を取得した建築材料等に関するサンプル調査を実施し、大臣認定仕様への適合性等を検証する体制を整備することにより、大臣認定を取得した建築材料等の品質と建築物の安全性を確保するとともに、建築基準法に基づく大臣認定制度の信頼性を確保すること	大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能、検査・品質管理体制の確認、または性能確認試験等を実施し、大臣認定仕様への適合性等を検証する民間事業者等に対して補助を行う。(補助率:定額補助)	0	0																							8.6		非該当				
3348	国土交通省	17	新28	4		定期報告制度の運用に関する調査事業		平成28年度からの新たな定期報告制度の施行を踏まえ、報告の対象となる建築物、昇降機等の定期調査・検査の実態を適切に把握・分析し、今後の定期報告制度の合理的な運用に向けた取組みを推進する。	定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立ち入りにより調査・検査の実態を適切に把握・分析し、今後の定期報告制度の合理的な運用を行う民間事業者等に対して補助を行う。	0	0																								8.6		非該当			
3349	国土交通省	17	新28	5		道路分野におけるアスリート・観客への暑熱対策に関する調査検討		2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会は最も気温の高くなる夏季に開催予定であり、本大会ではマラソンや競歩など、道路を利用した競技も実施予定である。このため、アスリート・観客への暑熱対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、検討を行うものである。	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部「アスリート・観客の暑熱対策に係る関係者庁連絡会議」においてオリンピック・パラリンピックに向けた暑熱対策が検討されており、アスリート・観客への暑熱対策として、路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術等の効果検証を実施するとともに、その結果も踏まえて、快適な環境の提供に資する道路緑化等を含む総合的な道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化を図ることとなっている。 このほかにも、道路管理者が実施できる暑熱対策を総合的に検討するため、暑熱対策に資する情報提供のあり方等、道路分野以外の動向を踏まえた対策を検討することが	0	0																									8.1.6		非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○非該当 →)	競争的資 金(該当: ○非該当 →)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBI対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考												
3417	国土交通省	17	新29	32		建設リサイクル体系における生産性向上等に向けた調査・検討		高度成長期に建設された建築物(木造住宅、マンション等)が更新時期を迎え、解体工事の増加が見込まれる中、解体現場での震災時の多発する高層建築物の高層化等の課題に対応できず、加えて、中長期的な再利用材の需給ギャップや、大規模災害時の膨大な解体工事への対応策などの将来的な課題の検討も必要となっている。	高度成長期に建設された建築物の更新・解体への対応や、解体工事に関する安全の向上、担い手の確保、大規模災害への備えに向けて、新技術を活用した建設リサイクル体系の生産性向上や、中長期的に持続可能な建設リサイクル体系の構築に向けた調査・検討を行う。	0	0																				1_b,3,4		非該当									
3418	国土交通省	17	新29	33		第7回幹線鉄道旅客流動実態調査		幹線鉄道旅客流動実態調査は、平成2年から5年に1度、全国の新幹線や幹線鉄道の特急列車等を利用した旅客の流動等を調査し、需要予測モデルの構築と予測、費用便益分析等の交通政策や交通施設の整備計画など、今後の幹線鉄道に関する政策の分析・検討に資するとともに、陸・海・空にわたる総合的な交通体系の整備を進める上で重要な全国旅客流動調査にも資する基礎資料として、様々な視点からの幹線旅客流動の実態を明らかにすることを目的とする。	平成32年度実施予定の第7回幹線鉄道旅客流動実態調査(以下、第7回調査)をより効率的かつ効果的に実施するため、平成29年度は、ネット調査に向けた実施方法や分析手法の検討、平成30年度は検討結果を踏まえたネット予備調査の実施、平成31年度は予備調査結果の分析及び第7回調査の詳細設計を行う。これらの検討結果等を踏まえ、平成32年度に第7回調査を実施し、平成33年度に調査結果の集計・分析を行う。	0	0																								1_b,4,6		非該当					
3419	国土交通省	17	新29	34		広域連携プロジェクトの推進等		国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定)で示された基本構想「対流促進型国土の形成」の実現に向けて、広域地方計画(平成28年9月29日国土交通大臣決定)に位置づけられた「広域連携プロジェクト」について、地域発の成長戦略として官民が連携し早急に具体化する。	広域連携プロジェクトを官民が連携して早急に具体化するため、産学官等幅広い主体からなるプロジェクトチームを設置し、プロジェクト推進のためのハード・ソフト両面の施策展開に必要な検討を実施する。また、対流促進型国土の中核的な生活・経済圏である連携中核都市圏等の内発的な自立発展を図るため、その主体的な役割を果たす官民連携プラットフォームのあり方について実証的に調査・検討する。さらに、広域地方計画協議会を通じた計画のPDCAサイクルの展開により、広域地方計画の効果的な推進を図る。	0	0																								1_b,2,6		非該当					
3420	国土交通省	17	新29	35		国際連携・海外展開等推進経費		ASEAN地域諸国の電子基盤点網整備ニーズを踏まえ、人材育成や制度支援を含めた技術協力案件を形成・実施し、相手国の電子基盤点網実現に貢献することで、我が国で培われた情報化施工や自動運転等のアプリケーションが相手国に展開できる環境を整備される。また、国連地球規模の地理空間情報管理イニシアティブのアジア太平洋地域委員会総会を主催して当該分野でのリードを確立する。	電子基盤点網について、高度な技術的知見を活用し、相手国当局との技術協力形成を進める。 1第6回国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会(UN-GGIM-AP)総会を主催する。	0	0																						5_b,3,2	5_d,1,1		非該当						
3421	国土交通省	17	新29	36		ICTの全面的な活用による建設生産性向上に関する研究		ICTの全面的な活用による建設生産性向上に関する研究	設計段階では、干渉チェックや施工手順の確認および住民説明・関係者協議等の円滑化及び設計、施工、維持管理段階を通じた建設プロセスにおけるデータ流通の円滑化のため、設計段階の3次元化に必要な基準案を作成する。また、施工段階では、土工以外での工種におけるICTを活用した出来形管理・検査に関する要領・基準案を作成する。さらに、維持管理段階では、設計データや点検・補修履歴データを簡単に把握するため、また3次元計測に関する新技術を維持管理で活用するために、維持管理におけるICTの活用マニュアルを作成する。	0	93,478	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-														2_b,2,2		該当				
3422	国土交通省	17	新29	37		新しい木質材料を活用した混構造建築物の設計・施工技術の開発		木材の有効利用による環境問題への対応、森林保全、地方振興、木のある空間創成などの観点から、木材需要の多くを占める建築領域での木材資源の活用が求められている。このことから本課題では、木材の利用推進、材料の特性をいかした可変性の拡大、施工期間の短縮など、各種目的を実現するため、CLT等の木質系大型パネルを用いた木造と他構造種別、他構法(集成材構法・2X4工法)の混構造建築物の設計・施工技術の開発を行う。	木造と他構造種別、他構法による混構造建築物の構造設計法の提案、防火上の技術資料の整備、耐久性向上のための技術資料の整備に必要な技術開発を行う。本技術開発に取り組みためには、耐震要素・接合部の構造モデル化、混構造の耐火設計法の開発、混構造の地震時挙動再現実験、構造設計法の検討及び試設計、耐久設計・施工の検討について、5カ年で取り組む必要がある。これらの関係する全分野に専門家を有する国総研が主体となり、学識経験者や、関係団体とも連携実施・連携して取り組むことで効率的な開発を進め、地震後の空港供用再開を迅速に行うため、空港舗装(滑走路・誘導路・セパロン)の被害程度や隣接可能機材に応じ、空港管理者(国土交通省航空局、地方公共団体・空港会社)が被害を迅速に点検し、復旧方法を選択する上での判断基準を確立する。	0	90,975	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-													2_b,2,2		該当			
3423	国土交通省	17	新29	38		地震災害時における空港舗装の迅速な点検・復旧方法に関する研究		地震時の空港舗装の被害の点検・復旧の判断基準を確立することにより、空港管理者が地震後の空港における復旧優先順位の設定及び復旧を迅速に行い、空港がいち早く緊急輸送の拠点として機能することを可能とする。	本課題等により、防災施設としての能力を向上し、災害時の増加が予想されており、水防活動による減災効果をより一層高める必要がある。 このため、 1)水防に必要な労力・時間等(水防活動量)と効果の評価方法の開発。 2)水防活動を行うべき箇所の把握技術の開発を行い、 3)1)、2)を統合し、より効率的な水防活動の実現を図る。	0	4,480	5	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-														2_c,5		該当			
3424	国土交通省	17	新29	39		水防活動支援技術に関する研究		近年、雨の降り方が激甚化しており、防ぎきれない大洪水(超過外力)が必ず発生することが予想される。このため、超過外力対策を社会で推進していく必要がある。そのためには、効果的で持続的な水防の仕組みを作り、社会に根づかせていくことにより、地域の安全度を高めることにも、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要である。	本事業は、1)避難所における健康確保技術の開発、2)避難所における安全確保技術の開発の2つのサブテーマで構成されている。1)については、電力確保を目的とした太陽光発電及び蓄電池による電源システムのパワーエレクトロニクス技術の開発、プライバシー確保としてはプライバシーと管理環境の両方を考慮したパーティションの開発、トイレ等衛生環境については被害状況に応じた避難所におけるトイレの使用可能とする技術の開発、その他環境、温環境などの各種環境性能向上に資する技術の開発を行う。2)については、地震による建築設備被害状況のデータ分析による避難所の使用可否判断技術の開発や被害状況の整理と天井の耐震化に応じた換気・空調設備等の耐震改修手法の開発を実施する。最終的には、健康確保および安全確保のため都市経営コストを抑えた持続可能で生産性の高い都市づくりは、全ての地方公共団体にとって喫緊の課題である。しかし、都市規模や地域特性に応じて「効果的な都市構造」のあり方やその成立条件は異なる。さらに、ICT技術の進展に伴うコンパクトシティの多機能化・社会インフラ化、遠隔医療や移動支所・移動販売・移動銀行、無人配送、自動運転や小型車両等、近年の生活サービスの供給技術の進化等を踏まえ、実現可能な「コンパクトな都市構造」の選択はさらに多様化している。従って、多様な「コンパクト化の方向性」の提示とあわせてその成立条件を明らかにし、多様な選択肢の中から適切な都市構造を選択可能にする客観的な分析・評価技術と、それを容易に行える分析・評価ツール	0	17,085	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													2_b,1,2		該当	
3425	国土交通省	17	新29	40		避難所における被災者の健康と安全確保のための設備等改修技術の開発		震災などによる避難所生活が長期間に及んだ場合、避難所における精神面も含めた健康被害防止と安全確保を行う必要がある。そこで避難所の住環境として、トイレ・衛生環境、プライバシー、音・湿熱・光環境性能などを確保するための具体的な手法や改修技術について提示するとともに地震前および地震後における、避難所の使用可否を評価する技術の開発を目的とする。	本事業は、1)避難所における健康確保技術の開発、2)避難所における安全確保技術の開発の2つのサブテーマで構成されている。1)については、電力確保を目的とした太陽光発電及び蓄電池による電源システムのパワーエレクトロニクス技術の開発、プライバシー確保としてはプライバシーと管理環境の両方を考慮したパーティションの開発、トイレ等衛生環境については被害状況に応じた避難所におけるトイレの使用可能とする技術の開発、その他環境、温環境などの各種環境性能向上に資する技術の開発を行う。2)については、地震による建築設備被害状況のデータ分析による避難所の使用可否判断技術の開発や被害状況の整理と天井の耐震化に応じた換気・空調設備等の耐震改修手法の開発を実施する。最終的には、健康確保および安全確保のため都市経営コストを抑えた持続可能で生産性の高い都市づくりは、全ての地方公共団体にとって喫緊の課題である。しかし、都市規模や地域特性に応じて「効果的な都市構造」のあり方やその成立条件は異なる。さらに、ICT技術の進展に伴うコンパクトシティの多機能化・社会インフラ化、遠隔医療や移動支所・移動販売・移動銀行、無人配送、自動運転や小型車両等、近年の生活サービスの供給技術の進化等を踏まえ、実現可能な「コンパクトな都市構造」の選択はさらに多様化している。従って、多様な「コンパクト化の方向性」の提示とあわせてその成立条件を明らかにし、多様な選択肢の中から適切な都市構造を選択可能にする客観的な分析・評価技術と、それを容易に行える分析・評価ツール	0	12,395	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-														2_a,1		該当		
3426	国土交通省	17	新29	41		多様化する生活支援機能を踏まえた都市構造の分析・評価技術の開発		都市の持続可能性や生産性のさらなる向上のため、多様化する生活支援機能(拠点施設や交通機能等)の最新動向を踏まえ、様々な都市・地域特性に応じた「効果的な都市構造」を選択可能とする客観的な分析・評価技術を開発するものとする。	本事業は、1)避難所における健康確保技術の開発、2)避難所における安全確保技術の開発の2つのサブテーマで構成されている。1)については、電力確保を目的とした太陽光発電及び蓄電池による電源システムのパワーエレクトロニクス技術の開発、プライバシー確保としてはプライバシーと管理環境の両方を考慮したパーティションの開発、トイレ等衛生環境については被害状況に応じた避難所におけるトイレの使用可能とする技術の開発、その他環境、温環境などの各種環境性能向上に資する技術の開発を行う。2)については、地震による建築設備被害状況のデータ分析による避難所の使用可否判断技術の開発や被害状況の整理と天井の耐震化に応じた換気・空調設備等の耐震改修手法の開発を実施する。最終的には、健康確保および安全確保のため都市経営コストを抑えた持続可能で生産性の高い都市づくりは、全ての地方公共団体にとって喫緊の課題である。しかし、都市規模や地域特性に応じて「効果的な都市構造」のあり方やその成立条件は異なる。さらに、ICT技術の進展に伴うコンパクトシティの多機能化・社会インフラ化、遠隔医療や移動支所・移動販売・移動銀行、無人配送、自動運転や小型車両等、近年の生活サービスの供給技術の進化等を踏まえ、実現可能な「コンパクトな都市構造」の選択はさらに多様化している。従って、多様な「コンパクト化の方向性」の提示とあわせてその成立条件を明らかにし、多様な選択肢の中から適切な都市構造を選択可能にする客観的な分析・評価技術と、それを容易に行える分析・評価ツール	0	12,409	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-														1_b,2,3		該当		
3427	国土交通省	17	新29	42		地震火災時の通行可能性診断技術の開発		地震時の避難、緊急車両の通行の円滑化に資するため、地震火災が発生した際の通行可能性を評価する技術を開発し、火災による影響を低減する、初動対応の充実化、市街地整備等の事前対策等を支援するために、地震火災時における通行可能性の評価技術として、地震火災時の外力設定、地震火災時の通行可能性診断技術、地震火災時の通行可能性の簡易な判定指標の作成と対策効果の検討を行うものとする。	阪神・淡路大震災では市街地火災が発生したほか、中央防災会議では首都直下地震、あるいは南海トラフ地震等において、建物倒壊等の多大な被害が発生するとともに、火災の発生が想定されている。大規模災害の発生に備え、避難、緊急車両の通行に際して火災による影響を低減するための、初動対応の充実化、市街地整備等の事前対策等を支援するために、地震火災時における通行可能性の評価技術として、地震火災時の外力設定、地震火災時の通行可能性診断技術、地震火災時の通行可能性の簡易な判定指標の作成と対策効果の検討を行うものとする。	0	12,432	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-													1_a,2		該当			
3428	国土交通省	17	新29	43		建築物のエネルギー消費性能の向上を目指したファサード設計法に関する研究		建築物の省エネルギー化を更に推進するために、設備機器にかかる負荷自体を削減し得るファサード(外壁・屋根、窓などの外皮)の評価法及び設計法を構築する。	建築物のCO2排出量は、2030年までに2017年比40%の削減が求められており(日本の約束案案)、建築物の更新による省エネルギー化が不可欠である。更新する省エネルギー化を達成するためには、高効率機器の導入だけではなく、より建築プロセスの上流側であるファサードの設計(外壁、窓、屋根などの外皮設計)を見直す必要がある。しかし、ファサードの仕様による設備のエネルギー消費量への複合的な影響を統合的に評価する手法は確立されていない。そこで、本研究では、エネルギー消費性能に関するファサード(外壁、屋根、窓などの外皮)の評価法を構築すると	0	12,410	2	一般	-	13	4	-	-	-	-	-	-	-	-													2_c,7		該当			
3429	国土交通省	17		1		公的賃貸住宅の管理等		公的賃貸住宅に係る家賃の減額についてその経費の一部を補助し地方公共団体の負担する当該経費に関する地域間の不均等を調整すること等により、低所得者等の居住の安定確保を図ることを目的とする。	平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減等を実施するとともに、公営住宅整備事業をはじめとする住宅建設事業の効率的かつ効果的な推進のための調査を実施。(補助率:	0	0																								8,6		非該当					
3430	国土交通省	17		2		公的賃貸住宅長寿命化モデル事業		建築から長期間が経過した公的賃貸住宅のストックについて、長寿命化対策を行う先進的な取組みに対して支援することにより、社会環境に適応したストックとして長期にわたり維持・活用していくことで住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目的とする。	公的賃貸住宅のストックを長寿命化するための先進的取組であって、学識経験者で構成する評価委員会により先進性や普及性の観点から評価されたものに対して支援を実施。(補助率:公営住宅:2/3等)	0	0																								3_c,2,3		非該当					

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBIR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考											
3444	国土交通省	17		20		多世代交流型住宅 ストック活用推進事業		住宅に関する総合的な相談をワンストップで受け付ける体制を整備して各事業者間の連携を調整するとともに、住宅の管理・利活用に関するモデル的な取組みを行うこととする者に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助することにより、中古住宅等の多世代にわたる持続的な利用を通じて、外部不経済となる放置空家の発生を予防し、住替え、移住または二地域居住などの多様なライフスタイルが促進され、地域活性化が図られることを目的とする。	①相談体制整備等に係る事業 ○個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域居住の検討者、地域内で事業を実施しようとする利活用検討者を主たる対象として、個人住宅等の有効活用や住替え等に係る相談に総合的に対応する常設のワンストップ相談窓口を設置する。 ○設置した相談窓口において個人住宅等の有効活用に関する相談員による面談、関係主体との連携・調整等を実施する。 ②モデル的な取組みに係る事業 ○個人住宅を有効活用するため、住替えや移住等に必要となるリノベーションや融資に関するスキーム等を検討・実践するなど、住宅としての流通を促進することに主眼を置いた取組みを行う。 ○個人住宅等を居住以外の目的も含めて有効に活用するため、必要となるコンバージョン(転用)、改修や融資等に係	0	0												8.6								非該当										
3445	国土交通省	17		21		省エネ住宅・建築物の 整備に向けた体制整備		平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する」とされていること。これを受けて、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年7月8日公布)により、平成28年4月には規制措置(大規模非住宅建築物の省エネルギー基準への適合義務化)の施行が予定されている。本事業では、このような状況の下で必要となる、供給側及び	①個別事業者、審査期間等への建築物省エネ法、省エネ基準に関する講習会、周知活動 ②設備・建材・流通等に携わる民間事業者を活用した省エネ基準適合技術の普及促進 ③省エネに関する審査体制の整備 等 (補助率:定額)	0	0																							3.b.4		非該当					
3446	国土交通省	17		22		インスペクションを活用 した住宅市場活性化事業		既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るため、インスペクション技術の開発・高度化の支援と、インスペクションによる住宅情報の蓄積・活用により、インスペクションの結果が計画的な維持管理や住まい方へ含ませたリフォームに活用され、また、売買時の価格への適正な反映等が市場で定着することを旨とする。	①現状の把握が難しい住宅の部位や欠陥による不具合事象について、簡便に精度の高いインスペクションを行うため、非破壊による検査技術等、新たな技術開発や既存技術の高度化、これらの技術の活用を図る取組みを支援する。 (補助率:1/2) ②住宅所有者が維持管理等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用できるような住宅情報の整理・蓄積・活用のため	270,000	271,000	5	一般	-	95	4	○	-	-	-	-	-	1.a.1	3.c.2.1									該当								
3447	国土交通省	17		24		新興国に対する我が国 建築基準の普及促進 事業		新興国への海外展開を有利に進める上で必要となる住宅・建築基準を当該国に導入・普及することで、我が国の住宅・建築関連企業の海外展開を促進することを目的とする。	新興国の制度・基準策定機関の政府職員等を対象とした技術見学会や制度研究会、セミナー・ワークショップ等の企画・開催を実施する民間事業者等に対して、定額を補助する。 平成18年12月に施行されたバリアフリー法において、バリアフリー施策のバイラルアップ(段階的・継続的な発展)及び心のバリアフリーについては国の責務とされており、国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催等に向け、さらなるバリアフリー・ユニバーサルデザイン	0	0																								3.c.4.5		非該当				
3448	国土交通省	17		26		総合的なバリアフリー 社会の形成の推進		高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考えに基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策を推進する。	NEWPAPIは、国連環境計画(UNEP)の提唱する地域環境計画の一つであり、日本海を含む日本周辺地域の環境保護と改善を目的とした北西太平洋地域環境計画として日本・中国・韓国・ロシアが参加している。我が国は2003年に事務局を国内(富山市)へ招致しており、国土交通省は富山県と外務省と共にその事務局運営費を拠出している。	0	0																							3.c.4.5		非該当					
3449	国土交通省	17		27		国連環境計画拠出金		日本海を含む日本周辺地域の環境保護と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域行動計画(NOWPAPI)」に対して、資金的な支援を行うことにより、我が国が接する日本周辺地域の海洋環境の保全・改善を目的とする。	PMSEAは東アジア海域における持続可能な開発と海洋環境の保全と調和を目指す11ヶ国が参加する国際的な協働の枠組みであり、国連開発計画(UNDP)の下でプログラムを実施している。我が国は2002年に同枠組みに参加し、2007年からはその事務局運営費の一部を拠出している。	0	0																							6.6		非該当					
3450	国土交通省	17		28		国連開発計画拠出金		東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PMSEA)」に対して資金的な支援を行うことにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を維持・改善することを目的とする。	PMSEAは東アジア海域における持続可能な開発と海洋環境の保全と調和を目指す11ヶ国が参加する国際的な協働の枠組みであり、国連開発計画(UNDP)の下でプログラムを実施している。我が国は2002年に同枠組みに参加し、2007年からはその事務局運営費の一部を拠出している。	0	0																							6.6		非該当					
3451	国土交通省	17		29		海洋・沿岸環境の保 全等の推進		我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法(平成19年成立)及び新たな海洋基本計画(平成25年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸環境の保全等の推進に資することを目的とする。	○我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討を行う。 ○北極海航路に関する調査検討を行う。 ○マルポール条約(海洋汚染防止条約)の改正に伴う対応に関する調査検討を行う。 ○海洋汚染防止講習会及び油濁防止管理者講習(法定講習)を開催する。	0	0																							1.b.2.6	5.a.4.2		非該当				
3452	国土交通省	17		30		海岸事業		津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公共の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する。	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸、海岸の維持管理を実施する。	2,489	2,489	5	一般	-	41	4	-	-	-	-	-	-	4.a.4.2	2.a.1	4.a.3.3									該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度はその決算実績額を、平成29年度は平成28年度の決算実績額を参考値として計上。						
3453	国土交通省	17		31		低潮線の保全に要する 経費		「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全すること	衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプター等による低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。	0	0																						8.6	4.a.4.2		非該当					
3454	国土交通省	17		32		船舶油濁損害対策		我が国に入港する100トン以上の外航船舶の船主等に燃料油油濁損害についての無過失責任を負わせるとともに、油濁損害賠償や座礁船舶の撤去費用をカバーする保険への加入及び入港船舶の事前通報の義務付け等を内容とした船舶油濁損害賠償法を適切に運用する他、船舶からの油濁損害防止対策を検討し、海洋環境の保全及び被害者の保護の充実を目的とする。	船舶油濁損害賠償法に基づき、我が国へ入港する船舶に、保険加入証明書の備付けや保険加入状況の事前通報を実施させるとともに、違反が推定される船舶に対しては立入検査を実施している。また、外国船舶の座礁・沈没等による大量の油等の流出があり、地方公共団体が油等防除措置を講じたものの、その費用を船主から徴収することができなかった場合に、その費用の半分を補助している。 その他、我が国周辺では、年間40件程度の海難(衝突、乗機、火災等)による油流出事故が頻発しており、漁業者等に多くの被害をもたらすとともに、沿岸環境に大きな影響を与えていることから、被害を軽減するために油濁損害防止対策	0	0																											8.6		非該当	
3455	国土交通省	17		33		廃棄物埋立護岸等整 備事業		浚渫土砂、一般廃棄物の受け入れ等により適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。	港湾法第43条に基づき、港湾管理者が行う以下の事業について、国が補助を行う。 ・廃棄物の埋立処分に必要な容量を確保するための護岸等の整備	0	0																									4.a.4.2		非該当			
3456	国土交通省	17		34		港湾公害防止対策事 業		港湾区域内の環境改善を目的として、公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土の事業等により、水質浄化、底質改善を行う。	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条、港湾法第43条等に基づき、港湾管理者が行う以下の事業について、国が補助を行う。 ・港湾における公害を防止するための水質浄化、底質改善	0	0																										4.a.4.2		非該当		
3457	国土交通省	17		35		海岸事業(直轄)		津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公共の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資する。	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	0	0																									4.a.4.2		非該当			
3458	国土交通省	17		36		港湾区域における低 潮線の保全に要する 経費		「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とする。	衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、職員による低潮線保全区域の巡視を行う。	0	0																									8.1.5		非該当			
3459	国土交通省	17		37		洋上風力発電導入に 対応した港湾機能確保 のための海域管理方 策の検討経費		エネルギー基本計画等において、洋上風力発電の導入拡大は必要不可欠である旨位置付けられている。また、海洋基本計画においては、海域における先導的な取組として港湾への円滑な導入を進めるよう示されている。このように港湾が導入地として有望視されている洋上風力発電は、沖合海域を広く範囲にわたって占有するなど、従来とは異なる占有施設となるため、その導入により港湾本来の機能に影響を及ぼさないよう港湾区域の管理・利用調整方策について検討し、港湾区域における洋上風力発電の適切な設置・	洋上風力発電の設置により港湾区域を占有する場合、港湾法の規定に基づき港湾管理者による占有許可が必要となり、また占有状況を踏まえ、必要に応じて立入検査等を実施することが必要である。本事業は、今後、港湾に導入が見込まれる洋上風力発電施設の占有許可にかかる事務が的確に実施されるよう、具体的な運用方法等について検討するものである。検討結果は、「港湾における洋上風力発電の的確な導入を確保する海域管理の在り方」にかかる指針(仮称)(以下、指針)として取り纏める。	0	0																											3.c.4.5		非該当	

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円)	平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円)	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○ 非該当:○)	競争的資金(該当:○ 非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:○)	SBIIR対象(該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考				
3538	国土交通省	17		130		河川改修事業(補助・床上浸水対策特別緊急事業)		河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。 このうち、補助・床上浸水対策特別緊急事業は、被災後、通常生活への復旧に多大な労力を要し、大きな経済的・身体的負担となる床上浸水が頻発している地域に關係する河川のうち、特に対策を促進する必要がある箇所を河川を対象として、集中実施により、慢性的な床上浸水を早期に解消するための事業である。	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、河川改修事業として実施する補助・床上浸水対策特別緊急事業の要件は、下記によるものとする。 ○指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、 ・概ね5年間で事業完了させるもの ・過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの 床上浸水回数が2回以上であるもの 補助率 1/2 等	0	0		一般	-	41	4							8,6								非該当			
3539	国土交通省	17		131		ダム建設事業		河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。	河川を整備するにあたっては、洪水を安全に流下させることを目的に、河川の改修やダム等の整備を実施している。このうち、ダム建設事業については、ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムのかさ上げや放流設備の増設等)により、洪水を調節することで被害を軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給することによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。(直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	3,545	3,545	5	一般	-	41	4								8,6	4,a,3,3								該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度はその決算実績額を、平成29年度は平成28年度の決算実績額を参考値として計上。
3540	国土交通省	17		132		河川・ダムの維持管理事業		河川及び河川管理施設の維持管理を、河川特性や地域の実情などに応じて総合的に行うことにより、災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにすることを目的とする。	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川監視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムの操作及び、堤体と貯水池の点検、監視、補修、更新等を実施する。	295,873	295,873	5	一般	-	41	4								8,6	4,a,3,3								該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度はその決算実績額を、平成29年度は平成28年度の決算実績額を参考値として計上。
3541	国土交通省	17		133		砂防事業		土石流災害や土砂流出による被害は梅雨時期や台風時期に多発しており、また、地震によっても発生する。これらは熊本県熊本(平成28年)、広島県広島市(平成28年)や東京都大島町(平成28年)、紀伊半島(平成29年)等で発生した土砂災害に代表されるように、一旦発生すると地域の資産や人命に壊滅的な被害をもたらす。このため、砂防事業は、荒廃地域、火山地域、土石流等のおそれのある箇所・発生した箇所を調査し、対策を実施することで、土砂流出等による被害を防止・軽減することを目的とする。	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堤や床固工群等の砂防設備を整備する。これにより、土石流や火山泥流等により引き起こされる土砂流出や下流河川の河床上昇等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。(直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	3,457,607	3,457,607	5	一般	-	41	4									8,6	2,a,1	4,a,3,3						該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度はその決算実績額を、平成29年度は平成28年度の決算実績額を参考値として計上。
3542	国土交通省	17		134		砂防管理事業		流域の源頭部等での砂防工事の実施が著しく困難な渓流において直轄で設置した砂防設備のうち、火山噴火等に伴って継続的かつ大量の土砂流出等により、都道府県において適正に機能を確保することが著しく困難な砂防設備の管理を行うことを目的とする。	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する渓流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	0	0											4,a,4,2								非該当				
3543	国土交通省	17		135		地すべり対策事業		地すべりによる被害は融雪時期や梅雨時期、台風時期に多発しており、梅雨期の大雨による地滑り地すべりや熊本地震、新潟県中越地震で発生した地すべりに代表されるように、一旦発生すると地域の資産や人命に壊滅的な被害をもたらす。このため、地すべり対策事業は、地すべりのおそれのある箇所・発生した箇所を調査・対策し、地すべりによる被害を防止・軽減することを目的とする。	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。(直轄:国費率2/3、補助:国費率1/2等)	61,622	61,622	5	一般	-	41	4									8,6	2,a,1	4,a,3,3						該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度はその決算実績額を、平成29年度は平成28年度の決算実績額を参考値として計上。
3544	国土交通省	17		136		急傾斜地崩壊対策事業		がけ崩れによる被害は梅雨時期や台風時期に多発しており、また、地震によっても発生する。これらは、一旦発生すると地域の資産や人命に壊滅的な被害をもたらす。このため、急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れのおそれのある箇所・発生した箇所を調査し、対策を実施することで、がけ崩れによる被害を防止・軽減することを目的とする。	急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの功利的な実施を図る。なお、急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設を整備を行い、国民の生命を保護するものである。	16,000	16,000	5	一般	-	41	4								8,6	2,a,1								該当	
3545	国土交通省	17		137		河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)		東日本大震災の被災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進める。	東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯等で大規模な津波に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	0	0												4,a,4,2	8,6							非該当			
3546	国土交通省	17		138		水害等統計作成経費		全国における洪水等の水害により、個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設に発生した被害の実態について網羅的に調査を実施するとともに、資産別・異常気象別・河川種類別等に分類し、それらの経年変化を把握することができる唯一の統計書等を作成し、河川に係る行政施策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産、公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業員数等並びに公共土木施設被害額、公益事業被害額)を網羅的に調査するため、最長かつ正確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成	0	0													1,c,3,9								非該当		
3547	国土交通省	17		139		洪水予報施設運営に必要な経費		本事業は、全国の一級河川において、国土交通大臣等が水防法に基づき実施する洪水予報や水防警報により、水防団の活動や住民の避難などが迅速に行えるよう関係機関や市町村、住民の方々へ情報を伝達し、以て、水害の防止・減災に資することを目的とし、施設の維持管理を行うもの。	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	0	0												4,a,4,2								非該当			
3548	国土交通省	17		140		河川水理調査に必要な経費		本事業は、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に必要な長期的な水文データを整備するために、河川の水・流量、雨量の基礎データを長期的に精度よく収集・蓄積することを目的とする。これにより、自然災害による被害を軽減するための、気象情報等の観測体制の充実に資する。	本事業は、河川の水・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	40,665	39,264	5	一般	-	95	4							4,a,4,2	4,c,1,1							該当			
3549	国土交通省	17		141		河川水理調査観測所施設経費		本事業は、河川の水・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	本事業は、河川の水・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	0	0											4,a,4,2								非該当				
3550	国土交通省	17		142		洪水予報施設経費		本事業は、全国の一級河川において、国土交通大臣等が水防法に基づき実施する洪水予報や水防警報により、水防団の活動や住民の避難などが迅速に行えるよう関係機関や市町村、住民の方々へ情報を伝達し、以て、水害の防止・減災に資することを目的とし、施設の維持管理を行うもの。	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	0	0											4,a,4,2								非該当				
3551	国土交通省	17		144		防災分野の海外展開支援に係る経費		2015年に、水災害軽減に係る国際的な行動規範や目標、防災主流化に向けた国際協力の枠組み、国際社会における水・防災分野の開発目標が策定されたところである。日本としては、これらを踏まえ、我が国の水防災に係る施策、基準、ガイドライン等について国際標準となるよう国際社会に働きかけるとともに、我が国の有する防災に関する技術・知見を途上国等に普及させ、海外での水災害の被害軽減に貢献するとともに、これらの取組から得られる知見等を活用することで、我が国の水防災技術・河川管理の高度化に寄与する。	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連事務局等への提出金により、水防災に係る国際目標の達成に向けた活動等を推進する。	0	0												8,6								非該当			
3552	国土交通省	17		145		大規模土砂災害緊急調査経費		土砂災害防止法に基づき、河道閉塞(天然ダム)及び火山噴火に起因する大規模な土砂災害が急迫している状況において、緊急的に地域住民の生命を守ることを目的として、迅速に災害状況の把握と被害想定を行う緊急調査の実施、関係自治体に対して住民の警戒避難に資する土砂災害緊急情報の通知を図るものである。	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰量、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データを解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	3,974	3,974	5	一般	-	95	4								4,c,1,1	3,c,4,4							該当	科学技術関係予算のうち、決算後に確定する公共事業費等の一部については、平成28年度はその決算実績額を、平成29年度は平成28年度の決算実績額を参考値として計上。	

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別 分類(1~4)	提案公募 型(該当: ○非該当 -)	競争的資 金(該当: ○非該当 -)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBI対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考						
3658	国土交通省	17		262		新線調査費等		(1)新線等調査 ・都市直結線調査 都市と羽田・成田国際空港、都心と郊外とを直結し、 遠達生、利便性の向上を目的とする「都心-空港-郊外直 結線(都心直結線)プロ ジェクト」に係る調査を実施する。 (2)本州四国連絡橋維持修繕費 (独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う大鳴門橋の 維持管理に係る経費のうち鉄道負担分(4.5%)を補助し、大 鳴門橋の適切な維持管理を図る。	(1)新線等調査(定額補助) ・都市直結線調査 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う、都心直 結線の整備に必要な基礎資料等の作成に資する都心 直結線調査に対し助成を行う。 (2)本州四国連絡橋維持修繕費(定額補助) (独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う大鳴門橋の 維持管理に係る経費のうち鉄道負担分(4.5%)に対し、実施 した年度の翌年度に助成を行う。	0	0											1_b,2_6	4_a,2							非該当						
3659	国土交通省	17		263		首都圏空港整備事業		国土交通省成長戦略会議等に基づき、首都圏空港(羽田空 港及び成田空港)の空港処理能力を2020年までに7.9万回 (羽田空港:3.9万回、成田空港:4万回)拡大することにより、 首都圏の国際競争力強化、増加する訪日外国人旅行者の 受入体制強化、経済成長の促進を図るものである。	(東京国際空港) 飛行経路見直しに必要な航空保安施設、誘導路等の 施設整備、駐機場の整備、国際線・国内線地区を結ぶトン ネル(際内トンネル)の整備、空港アクセス道路の改良、A滑 走路等の耐震対策、航空機の安全かつ円滑な航空交通の 確保のために必要な機器の更新・改良 (成田国際空港) 行客耐震対策、航空機の安全かつ円滑な航空交通の確 保のために必要な機器の更新・改良	0	0												4_a,2								非該当					
3660	国土交通省	17		264		関西国際空港整備事業		関西国際空港・大阪国際空港については、安全安心の確保 を前提としつつ、競争力の強化を図ることが重要であり、航 空保安施設の整備等を行い、航空機の安全運航を図る。 関西・伊丹のコンセッションにより民間事業者がそのノウ ハウを最大限に活用しつつ、より効率的で緊張感ある経営 を実現出来る仕組みを確立すること等により、関西債務の 早期の確実な返済を行い、関西国際空港の国際拠点空港 としての再生・強化及び関西全体の航空輸送需要の拡大を 安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ること が重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安 全運航を図る。	航空保安施設の更新等の実施	0	0													4_a,2							非該当					
3661	国土交通省	17		265		中部国際空港整備事業		安全安心の確保を前提としつつ、競争力の強化を図ること が重要であり、航空保安施設の整備等を行い、航空機の安 全運航を図る。	航空保安施設の更新等の実施	0	0											4_a,2							非該当							
3662	国土交通省	17		266		空港周辺環境対策事業		航空機騒音については、環境基本法に基づき「航空機騒音 に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航 空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港に ついては、関係住民の生活に障害が生じていることから、防 音工事等を推進することにより、住民の生活環境を改善す ることが必要である。騒音対策は、騒音法による特定飛行 場の設置者の責務として定められた措置であり、空港周辺 環境対策事業が十分に実施されることにより、空港の円滑 な運営が担保される。	・住宅防音工事補助:第1種区域に所在する住宅において、 航空機騒音による障害を軽減するための防音工事に対し助 成を行う。 (補助率:防音工事 概ね99% 空調機器更新 50~60% 等) ・教育施設等防音工事補助(学校・病院等):教育、診療活 動等に必要とする静穏性を確保するため、学校・病院等の防音 工事に対し助成を行う。(補助率:防音工事 原則100% 空調機器更新 75%・37.5% 等) ・移転補償事業:第2種区域に所在する建物等の所有者が、 区域外に移転又は除去する場合の損失の補償又は土地の 所有者からの申し出に対して土地の買入れを行う。 ・緩衝緑地帯等整備事業:第3種区域において、緑地帯その 他の緩衝地帯を整備し、騒音を軽減する。	0	0																4_a,2							非該当		
3663	国土交通省	17		267		一般空港等整備事業 (直轄)(耐震対策事業 を除く)		国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広 域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視 点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空 における安全・安心を確保するための取組を着実に推進す る。	・滑走路増設事業を実施する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した旅客利便性向上等のための整備 を実施する。	0	0												4_a,2							非該当						
3664	国土交通省	17		268		一般空港等整備事業 (直轄)(耐震対策事 業)		航空輸送上重要な空港等において、地震災害時に、緊急物 資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持 や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全 確保を図る。	航空輸送上重要な空港等において、地震災害時に、緊急物 資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持 や背後圏経済活動の継続性確保、飛行中の航空機の安全 確保を図るため、最低限必要となる基本施設等並びに管制 施設等の耐震対策を実施する。	0	0												4_a,2							非該当						
3665	国土交通省	17		269		一般空港等整備事業 (補助)		国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広 域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視 点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空 における安全・安心を確保するための取組を着実に推進す る。	・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・補助率 50%等	0	0												4_a,2							非該当						
3666	国土交通省	17		270		航空路整備事業(管制 施設整備)		航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑 空港・空域における航空交通容量の拡大ニーズの多様 化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等 の性能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏 まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システ ム	航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な 管制施設の更新・改良。	0	0												4_a,2							非該当						
3667	国土交通省	17		271		航空路整備事業(航空 保安施設整備)		航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確 保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。	・航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要 な航空保安施設の更新・改良 ・施設施設の撤去	0	0												4_a,2							非該当						
3668	国土交通省	17		272		国管理空港の経営改 革の推進		国管理空港は、滑走路等(国)と空港ビル等(民間)の運営 主体が分離していることや空港整備助定による全国プール 管理により運営されていることから、着陸料等の引き下げ による航路路線や便数の拡大といった地域の特性やニーズ に対応した空港運営が困難な状況となっている。 国管理空港の経営改革を推進し、空港経営の一体化、空 港運営の民間委託により、地域の実情に応じた民間による 空港経営の一体化を可能とすることにより、空港を核とした 地域活性化に資することを目的としている。	国管理空港の経営改革については、地域の実情に応じた 空港運営の効率化を通じた地域の活性化を図るため、PFI 法の「公共施設等運営権制度」を活用した民間委託手法を 空港管理形態の1つの選択肢として追加し、空港の民間委 託を可能とするものである。 先行的に運営委託の検討が進められた仙台空港につい ては、公共施設等運営権を活用して、平成28年7月より民間 事業者による空港運営が開始された。仙台空港に隣接する 事業においても、公共施設等運営権制度の活用による運営委託 事業における各種論点等について検討・整理するとともに、 実施方針、要求水準書、実施契約書等の公募書類等の作成、 空港ビル等の経営一体化推進のための調査等を実施	0	0																	4_a,2							非該当	
3669	国土交通省	17		273		半島地域振興等に必要 な経費		我が国において重要な役割を果たしている半島地域につ いて、国土資源の利用における制約から産業基盤及び 生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある ことに鑑み、多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、 広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な 措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住 民の生活の向上及び半島地域における定住の促進等を図 ることを目的とする。	・地域間交流の促進、産業の振興、定住促進を図るため、 半島地域の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施 する取組を道府県がパッケージ化して一体的、広域的に推 進するソフト事業に対する支援を行う。(補助率:道府県、市 町村:1/2以内、民間団体:1/3以内) ・半島振興法による半島振興施策の実施状況を確認し、評 価を行うとともに、半島地域の社会経済情勢その他のデー タ等の分析・集約等の旅行に必要な情報の収集・分析等を行 う。	0	0															8_6							非該当			
3670	国土交通省	17		274		「小さな拠点」を核とし た「ふるさと集落生活 圏」形成推進事業		人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域 (過疎、山村、半島、離島、豪雪の各地域)において、基幹 集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活 動の場を集めた「小さな拠点」の形成に資するため、市町村 等が行う、必要となる既存の公共施設を活用した施設改修 等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化 に資することを目的とする。	・公益サービス機能を持続確保するため、廃校舎等の遊休 施設を有効活用したモデル的な「小さな拠点」形成の取組 みにおける既存公共施設の再編・集約に係る改修費の他、 再編・集約に伴う廃止施設の除却費について補助する(補助 率 1/2以内)。 【プランづくり・社会実験】 「小さな拠点」を含む将来の生活圏のあり方の検討、全体 構想の検討・策定の他、具体化に向けた社会実験の活動に 必要な取組に対して支援する(上限300万円/年、2年間 を限度)。なお、平成28年度より当該補助メニューは廃止。	0	0															4_a,2	3_c,2,3						非該当			
3671	国土交通省	17		275		きめ細やかな豪雪地 帯対策の推進に要する経 費		豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基 本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により、豪雪地 帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題 の把握を行うとともに、効果的・効率的な克雪体制の実現 策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的 とする。 特に、コンパクト+ネットワークの都市再生・地域再生を 実現する観点から、豪雪地帯における共助による除雪体制 の構築を推進し、安全・安心な雪国の形成により地方創生に 寄与する。	・豪雪地帯現況分析検討調査 豪雪地帯の現状・課題を把握するため、豪雪地帯の24道府 県、532市町村に対して、雪に関する観測結果、雪害の状 況、克雪体制の整備状況等の基礎的データに関する調査を 実施し、現状の問題・課題を的確に把握する。 ・雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査 平成24年3月に改正された豪雪地帯対策特別措置法及び 同年12月に変更された豪雪地帯対策基本計画を踏まえ、高 齢化が進む豪雪地帯における雪処理の担い手の確保・育 成を通じて、共助等による効果的・効果的な地域除雪体制 の整備等を推進するため、先導的で実効性のある地域の実 情に即した新たな克雪体制整備の取組について実証調査 を実施し、普及に向けた広報資料を作成する。	0	0																1_b,2_6	3_c,4,5						非該当		
3672	国土交通省	17		276		まちづくり関連事業		都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市 機能の更新・集積、公共交通の利用促進や人と環境に優し い交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、各事 業主体によるまちづくり関連事業を支援。	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政 策課題に対応した質の高い施設建築物等の整備を支援す る市街地再開発事業、公共交通の利用促進や人と環境に 優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事 業、まちの拠点となるエリアへの医療・商業等の都市機能 施設の整備を支援する都市機能立地支援事業、大都市の 国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国 際競争力都市整備事業(詳細は別添のとおり)。 地方公共団体向け補助は、平成22年度から原則、社会資 本整備総合交付金に移行。	0	0														4_a,2	1_b,2_6						非該当				

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○非該当 →)	競争的資 金(該当: ○非該当 →)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBIIR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考										
3728	国土交通省	17		341		地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備事業		地方都市において、不動産ファイナンスの課題に取り組む先進的事例(例えば、利用者=投資家となるような地域プロジェクト)に関する事例集を作成するとともに、協議会等の開催により知見の共有を図ることで、資金の循環による地域の創生・再生を促進。	地方都市において、資金の循環による地域の創生・再生の観点から、地域経済の核となる施設(オフィス、商業施設等)又は社会インフラ(ヘルスマ施設(ヘルスマ施設)等)の整備を行うにあたって、不動産証券化手法を含めた資金調達手法の活用について検討する。 具体的には、地方都市の不動産ファイナンス等の環境整備のための有識者検討会及び各地域における協議会の開催、地方都市における不動産ファイナンス等に関する事例集の作成を行う。これらの取組を通じて、不動産ファイナンスの知見を持った人材を育成し、空き家・空き店舗等の有効活用を促進することにより、地域経済を活性化させる。	0	0																						非該当							
3729	国土交通省	17		342		不動産の管理・流通のための環境整備の推進		国民の重要な居住形態であるマンションについて、中古流通の活性化や賃貸管理の適正化に向けた環境の整備を図り、消費者が安心してマンションに関する取引や賃貸管理を行えることができるようにすることにより、不動産市場の整備・活性化を推進する。	・中古マンションの購入予定者にとって有用な情報であるマンションの管理情報について、購入予定者が必要とする管理情報の項目や内容等の整理・検討等を行い、管理情報の充実や迅速な購入予定者への開示・提供を促す方策の検討を行うことにより、マンションの中古市場の拡大に向けた環境の整備を図る。 ・賃貸住宅管理業者登録制度について、施行から約3年が経過したことを踏まえ、同制度の運用実態を調査し、制度の効果や課題等の検討を行い、同制度の普及促進を図ること	0	0																						非該当							
3730	国土交通省	17		343		建設分野における国際展開の推進		発展途上等の建設市場ではインフラ需要が極めて旺盛であり、我が国政府においても、インフラシステム海外展開を「日本再興戦略2016」の重要政策として位置づけていて平成28年5月には、総理が「買の強いインフラ輸出拡大イニシアチブ」を発表し、アフリカを含む全世界における「買の強いインフラ投資」を日本が支援する方針を掲げたところ。このような状況を踏まえ、「買の強いインフラ投資」や我が国の建設分野における優れた技術・ノウハウに対する理解促進を図ることにより、我が国のインフラシステム海外展開の推進や建設関連産業の国際競争力の強化を図ることを目指すとしている。	官民連携により、トップセールスや相手国政府との官民会議を実施するほか、具体的な案件受注を目的とした調査、国際機関や在京大使館等と連携した情報発信などを通じて、建設分野における優れた技術・ノウハウを活かした「買の強いインフラ投資」を推進するための取組を行っている。 具体的には、アフリカ各国(コートジボワール、ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア)において官民インフラ会議を実施するとともに、TICAD VIIにあわせて日・アフリカ官民インフラ会議を開催し、アフリカにおいて「買の強いインフラ投資」を推進することについて、アフリカ各国閣僚と合意している。また、我が国企業のアフリカ進出を支援するため、平成28年9月にアフリカ・インフラ協議会(会員企業約140社)を発足し、在京大使等との意見交換等を実施している。さらに、上記会議のフォローアップとして定期的な政策対話を実施することについて、各国と合意している。中央アジアにおいては、平成27年の総理訪問を踏まえ、各国(ウズベキスタン、キルギス等)において官民インフラ会議や具体的な案件形成に向けたテーマ別セミナーを開催している。キューバにおいては、平成28年9月の首脳会談を踏まえ、官民インフラ会議を開催している。さらに、より効果的な情報発信のために、世界銀行等の国際機関と連携した国際会議や各国在京大使館建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して、営業所等において専任を要する人的配置の重複排除等審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保を図るため、建設関連業者登録システムの改修・保守等を行う。	0	0																										非該当			
3731	国土交通省	17		344		建設業許可処理システム等の整備の推進		建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政が同一の審査システムを活用することにより、厳正な審査を迅速に行うとともに、事業者情報を提供して消費者取引の安全を図る。	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して、営業所等において専任を要する人的配置の重複排除等審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保を図るため、建設関連業者登録システムの改修・保守等を行う。	0	0												8.6										3.c4.5	非該当						
3732	国土交通省	17		345		建設関連業の新たな役割と一層の活用の推進		建設関連業(測量業、建設コンサルタント、地質調査業)における建設関連業者登録システムの改修・保守を行い、登録事務の効率化や登録制度を活用する発注者の利便性の向上を図り、もって建設関連業の健全な発展に資することを	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通して建設業に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。さらに、適正な技術者配置の徹底に向けた検討のため、技術者による現場施工の実態等を調査する。	0	0																						4.b4.2	非該当						
3733	国土交通省	17		346		建設業における法令遵守の徹底		建設投資が急速に減少する中で、技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤を確立することを目的とする。	建設業における取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査や立入検査等の実施を通して建設業に対する指導の徹底を図るとともに、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口を設けて、請負契約の適正化を図る。さらに、適正な技術者配置の徹底に向けた検討のため、技術者による現場施工の実態等を調査する。	0	0																					8.6	1.c.3.9	非該当						
3734	国土交通省	17		347		建設業における労働・資材対策の推進		建設業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が進行していることから、社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・活用促進により、人材確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境等を構築する必要がある。また、工事費あたりに必要な資材量や建設労働需給動向を予測・把握することにより、建設業者等が建設資材の調達、人材確保を計画的に実行できるような労働資材の需給安定化対策や良質な労働力の確保を推進し、建設工事の円滑な執行を図る必要がある。	建設業の持続的な発展のため、適切な資金水準の確保・社会保険未加入対策の推進、建設業の担い手確保・育成に関する調査等を行う。 建設資材・労働需給安定化等の対策を推進するため、平成26年度内に着工した建築工事の施工金額、使用資材量、労働者数等を集計し、請負金額あたりの資材量、就業者数(金額原単位)の算出を行う。また、建設労働需給を把握するため、型枠工、左官、とび工、鉄筋工、電工、配管工を使用している建設業者へ調査票を送付し、毎月、技能労働者の確保状況について監理団体に報告を行う。	0	0																										1.c.3.9	非該当		
3735	国土交通省	17		348		我が国建設業等の海外展開の推進		世界の建設市場では経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれており、このような状況下で、我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、我が国建設企業等の海外展開を支援する。	我が国建設・不動産業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、川上の情報の収集・提供能力の強化、各国政府と連携した戦略的な市場環境整備、中堅・中小企業の海外進出支援、建設業分野の制度整備支援等を通じて、我が国建設・不動産企業等の海外展開を促進する	0	0																							5.b4.2	非該当					
3736	国土交通省	17		351		多様な入札契約方式モデル事業等の実施		中長期的な担い手の確保、行き過ぎた価格競争の是正、地域のインフラメンテナンス、発注者のマンパワー不足等の課題に対応するための新しい入札契約方式にモデル的に取り組む地方公共団体に対する支援等を行い、多様な入札契約方式等の導入・活用を推進する。	公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、発注者である地方公共団体に対して、専門家等を派遣し、他の発注者のモデルとなる発注への支援(支援対象事業者の性格や地域の実情等に関する課題の整理、最適な入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続等)を実施する。	0	0																							3.c2.3	非該当					
3737	国土交通省	17		352		建設分野における外国人材活用の適正化事業		本施策の実施により、外国人建設就労者の就業環境の適正化を図り、もって建設特定活動の円滑な実施を促進することで、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に万全を期すことを目的とする。	復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一次的な建設需要の増大に対応するため、平成26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」が取りまとめられたところ。 当該緊急措置では、現行の技能実習制度を上回る監理体制を構築することとしており、監理団体及び受入企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の体制整備、管理システムの構築を行うことにより、建設分野における外国人材の活用の適正化を図る。	0	0																								5.a4.2	非該当				
3738	国土交通省	17		353		建設業における女性の更なる活躍の推進		建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少により、将来の担い手の確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、あらゆる性別や世代に対して業界の魅力を高め、担い手確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。女性の更なる活躍を国内人材確保の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手確保を図る。	建設業での女性の活躍には、女性の採用等に積極的な企業の情報が女性に届きにくいこと、中小建設企業では女性が社内では少数派で、ロールモデルとなるような先輩社員が身近におらず将来の姿を見通しづらいこと、結婚や育児といった業界から離れると復帰へのハードルが高いことなどの課題が指摘されている。女性活躍に向けた業界の機運を官民挙げて醸成・持続・加速化していくには、こうした課題に対して重点的に即応した取組をパッケージとして総合的に推進していくことが重要である。本事業では、女性活躍に係る地域連携、次世代の女性リーダー育成、女性も働きやすい現場環境の整備、他産業のアイデア取込等の取組を通じ、建設業における女性の更なる活躍を推進する。	0	0																											5.c4.2	非該当	
3739	国土交通省	17		354		地域建設産業活性化支援事業		建設産業は、これまで続いた建設投資の減少や受注競争の激化等により建設企業が疲弊し、現場の技能者等の処遇悪化に伴う離職者の増加や若年入職者の減少等といった構造的な問題が発生している。	中小・中堅建設企業等からの相談を受け付ける窓口を各地方整備局等に設置し、各分野の専門家から構成される「活性化支援アドバイザー」によるアドバイスを実施(相談支援)。 また、担い手確保・育成又は生産性向上に関する取組でモデル性の高い案件について、複数の建設企業等及び建設業団体、地域教育訓練施設等とグループを結成させ、活性化支援アドバイザー等から構成される専門家チームによる目標達成に向けた継続的なコンサルティング支援や、事業に係る経費の一部を支援するステップアップ支援を実施(重点支援)。 加えて、モデル性の高い取組事例を広く建設産業界に周知すべく、WEB上での電子ブック掲載や建設業界団体等	0	0																									5.c4.2	3.c4.5	非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算額(千円)	平成二九年度当初予算額(千円)	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:→)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○ 非該当:→)	競争的資金(該当:○ 非該当:→)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:→)	SBIIR対象(該当:○ 非該当:→)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考											
3773	国土交通省	17		392		多様な主体の理解の促進		第1次国土形成計画(全国計画)が平成27年9月に改正された。また同時に、第4次国土利用計画(全国計画)も改正された。前計画及び第2次国土形成計画(全国計画)、第4次・第5次国土利用計画(全国計画)を推進するため、国・地方公共団体・企業・NPO・国民一人一人の多様な主体による計画への理解を図るとともに、各主体の国土づくり・地域づくりへの参画を促すことを目的とする。	多様な主体の理解を促進するため、地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土政策フォーラムの開催や、国・地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、ホームページによる国土計画関係情報の提供等を実施する。		0																				3_c,4,5	非該当									
3774	国土交通省	17		393		国土形成計画等の進捗管理		国土形成計画法に基づく国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画法に基づく国土利用計画(全国計画)について、的確な進捗管理を行い、計画の推進施策の改善に役立てることを目的とする。	国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)の目標の達成状況を把握する。具体的には、国土形成計画に記載された8つの国土の基本構想実現のための具体的な方向性(個性ある地方の創生、活力ある大都市圏の整備等)及び国土利用計画に記載された国土利用の基本方針(適切な国土管理、自然環境を保全する国土利用、安全・安心を実現する国土利用)の目標達成状況を数値等で把握するため、国土形成・国土利用に関する各種データを収集・整理する。		0																					6,6	非該当								
3775	国土交通省	17		394		国土形成計画等の基礎的・長期的検討		国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)は、経済・社会等に関する総合的見地から国土の利用・整備・保全を推進するための計画であり、常に社会経済情勢等に即した実効性・即時性を伴った計画である必要がある。そのため、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化を把握するとともに、経済社会情勢の変化等を踏まえて、国土政策の新たな課題に関する分析等を行いその結果を計画に反映し、国土政策を推進することを目的とする。	我が国の人口、産業その他の社会経済構造の動向を把握・分析する。また、平成27年3月に国土審議会計画部会がとりまとめた「新たな国土形成計画(全国計画)中間とりまとめ(案)」及び「第五次国土利用計画(全国計画)骨子案」で示された国土政策の新たな課題を踏まえ、具体的課題分析や国土の形成に資する施策の検討を行う。		0																							1_b,2,6	非該当						
3776	国土交通省	17		395		国土形成計画等に係る学官連携の推進		国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。国土数値情報を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。	国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)の策定及び推進を行うための調査・研究を行う若手研究者に対して研究助成を行い、採択された研究について研究成果を報告会として広く国民一般に提供することにより、国土形成計画・国土政策の知見を広め、啓蒙を図るとともに、国土形成計画・国土政策に関するオピニオンリーダーやサポーターを育成する。	16,605	0	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	-	-												1_a,1	該当					
3777	国土交通省	17		396		国土数値情報の整備		国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うためには、国土に関する各種の情報を総合的に収集・整備・分析するとともに、これらの情報や分析成果を国土づくり・地域づくりに関係する多様な主体に広く提供し、国土に関する理解や取組を促進することが必要である。国土数値情報を整備・更新するとともに、インターネットを通じて一般に無償公開する。また、そのための調査・検討を行う。	国土のグランドデザイン2050や国土強靱化法等に基づき、発生が想定されている南海トラフ地震や首都直下地震等の災害に対する、防災・減災対策等に関するデータを国土数値情報として整備するため、津波や火山等の各種ハザードマップについての整備手法、整備範囲・対象等特定し、原典資料の調査と収集、その解析を行い、それらを踏まえて具体的な整備手法の検討、データ仕様の策定等を行う。南海トラフ地震や首都直下地震等の災害に資するため、防災上の検討に必要な防災・減災対策に関する情報(密集市街地、地下街等)を、国土数値情報として、整備する。国土数値情報として整備した土砂災害警戒区域や全国の最新の行政界情報や地価公示及び都道府県地価、さらに交通施設や交通流動量に関する情報等の更新を行う。	83,422	42,183	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-												4_c,1,7	該当			
3778	国土交通省	17		397		国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充		国土の状況について科学的かつ客観的に分析が可能なシステムを整備することにより、職員が実施する国土政策の企画・立案業務を支援するとともに、国土の政策上の課題に的確に対応した国土に関する情報(国土情報)の整備を戦略的に推進し、様々な分野で幅広く活用されることを目的として、国民に広く提供する。	国土数値情報及び各種統計調査を利用・分析し、国土政策の企画立案業務に活用するため省内で用いる地理情報システム(GIS)として整備・提供している国土数値情報利用・管理システム(G-ISLAND)及び一般国民向けに国土数値情報等を提供するためのシステムとして利用する国土情報データベースへ地図データ、統計データ等の各種データの追加を行い、システムの整備・拡充を行う。	25,809	20,000	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	-	-												4_c,1,7	該当					
3779	国土交通省	17		398		首都機能の移転に関する調査等		首都機能の移転(国会等の移転)は、政治、経済、文化等の中枢機能の東京への一極集中の是正、災害対応力の強化等を目的に国会等(国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中核的なもの)の東京圏外への移転を目指すものであり、議員立法である「国会等の移転に関する法律」(平成4年)に基づき一貫して国会主導で進められてきた。本事業はこのような経緯及び法第1条及び第3条に従い、国会における議論に必要な協力を行うため、必要な調査、情報提供を行うものである。	国会においては、平成15年6月に超党派の「国会等の移転に関する政党政務調査委員会」が設置され、検討がなされてきたところ、平成16年12月に「設置とりまとめ」がまとめられ、「今後は、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査・検討を行うこととする」とされた。このため、産長りまとめに従い、政府として、分散移転や防災に関する分野を中心に調査を行い、国会での議論に協力するとともに、法第3条に従い、広く国民に首都機能の移転に関する適切な情報提供を行う。	0	0																									1_b,2,6	非該当				
3780	国土交通省	17		399		むつ小川原開発推進調査		むつ小川原開発地域は、我が国のエネルギー政策、産業政策上重要な地域であることに加え、関係府省の協力のもと、企業立地の促進等地域の主体的取組への支援を含めた国として推進すべき措置を講ずること。	我が国の産業・研究開発の発展とともに、地域の主体的取組への支援を図るため、引き続き、同地域の有効活用方策に関する調査検討が不可欠である。このため、平成28年度においては、企業立地の促進、地域の活性化を図る観点から、むつ小川原開発地区及び周辺の産業創出の方策検討等を行う。	0	0																							1_b,2,6	非該当						
3781	国土交通省	17		400		経済協力開発機構等拠出金		経済協力開発機構(OECD)地域開発政策委員会(RDPO)は、先進諸国間で国土・地域政策に関する意見交換・発信を行う唯一の場であり、先進的な政策の情報収集や善例、加盟国の政策担当者との人的ネットワーク等を通じた政策提言を獲得する。国連人間居住計画(国連ハビタット)は、急速な都市化に伴う都市の過密等の人間居住分野の諸問題の解決に取り組む機関であり、そのアジア・太平洋地域事務所(福岡市)のプロジェクトを支援することにより、我が国の国土・地域政策や居住環境改善分野での経験、知見を活かした国際貢献を図るとともに、プロジェクトを通じたアジア・太平洋地域の課題や取組等の情報を把握する。両機関の支援を行うことにより、我が国の国土・地域政策の	OECDへの拠出金は、RDPOの作業計画を踏まえたプロジェクトの推進、我が国の国土・地域政策として有益である。国別・地域別の国土・地域政策レビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等について評価を行い、改善方策等を提言するもの)や加盟国の地域のパフォーマンスや競争優位の比較分析、関連する地域指標作成等を支援するものである。国連ハビタットへの拠出金は、そのアジア・太平洋地域事務所(福岡市)が実施する、我が国の国土・地域政策や居住環境改善分野におけるノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業や人間居住分野の諸問題に関する情報発信等を支援するものである。	0	0																										8,6	非該当			
3782	国土交通省	17		401		国土政策に関する国際調査		諸外国においては、各国の経済社会情勢に応じ、その国の抱える諸課題に対処するため国土・地域政策上の様々な取組がなされていることから、国土・地域計画の策定状況やそれらの諸課題に対する取組状況等の調査、分析、情報蓄積を行い、今後の我が国の国土・地域政策の形成へ反映させるとともに、我が国の経験やノウハウを発信し、同分野における国際的な議論をリードすることを目的とする。	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都市圏等の行政エリアを超えて人口や産業の集積が進んでいる地域であるが、社会経済情勢の変化とともに、国際競争力の相対的な低下、災害に対する脆弱性、都市環境の悪化、土地・空間利用の不整合など、国家的・広域的に取り組むべき課題が顕在化している。一方、諸外国では、大都市の機能強化のため、国家的観点から大都市の戦略を策定・推進していることなど、「我が国の経済活力を牽引する成長エンジンとしての大都市圏の魅力」を総合的に高めるとともに、国内外の投資、あるいは企業や人材を惹きつけるための政策を国家戦略として明確に位置づけることが必要である。」ことが国土審議会政策部会国土政策検討委員会の最終報告(平成23年2月14日)等においても指摘されている。人口減少や高齢化について今後更なる進行が見込まれ、さらに東日本大震災の影響による国際競争力の低下が危惧される中、国の成長エンジンとなる大都市圏の機能強化するため、大都市で顕在化している課題に関する調査を	0	0																											1_b,2,6	3_c,4,5	非該当	
3783	国土交通省	17		402		多様な主体による地域づくり推進経費		多様な主体による事業型の地域づくり活動(地域ビジネス)等を生み育てるモデル的な仕組みの構築を支援し、当該事例に係る情報を全国の各地域に提供し、地方における地域資源を活かした新たな地域ビジネス等の創出を推進することによって地域の活性化を図ることを目的とする。	地方部における地域の活性化を図るため、地域金融機関、地元民間企業、地域のNPO等から構成されるモデル的な地域づくり活動支援体制の構築を支援し、多様な主体による地方部の地域づくり活動の、ハズオン支援等の中間支援活動に対して補助を行う。併せて、全国の各地域の活動支援体制の充実を促進するため関連情報の提供等を行う。さらに、地域の課題解決に資するNPO等の事業の社会的意義を客観的に示す手法を検討する。	0	0																									3_c,4,5	1_b,2,6	非該当			
3784	国土交通省	17		404		大都市戦略検討調査経費		我が国が、人口減少・高齢化社会を迎えつつある中、新成長戦略において「国としての国際的広域的視点」を踏まえた大都市戦略の必要性が指摘され、大都市圏戦略のあり方等の調査審議を行った国土審議会政策部会国土政策検討委員会で、引き続き検討を進めるように提言(H232)された。このため、国の成長エンジンとなる大都市圏特有の国家的・広域的な課題に対応した大都市における戦略を推進する。	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都市圏等の行政エリアを超えて人口や産業の集積が進んでいる地域であるが、社会経済情勢の変化とともに、国際競争力の相対的な低下、災害に対する脆弱性、都市環境の悪化、土地・空間利用の不整合など、国家的・広域的に取り組むべき課題が顕在化している。一方、諸外国では、大都市の機能強化のため、国家的観点から大都市の戦略を策定・推進していることなど、「我が国の経済活力を牽引する成長エンジンとしての大都市圏の魅力」を総合的に高めるとともに、国内外の投資、あるいは企業や人材を惹きつけるための政策を国家戦略として明確に位置づけることが必要である。」ことが国土審議会政策部会国土政策検討委員会の最終報告(平成23年2月14日)等においても指摘されている。人口減少や高齢化について今後更なる進行が見込まれ、さらに東日本大震災の影響による国際競争力の低下が危惧される中、国の成長エンジンとなる大都市圏の機能強化するため、大都市で顕在化している課題に関する調査を	0	0																											1_b,2,6	非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円)	平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円)	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別(1~4)	提案公募型(該当:○ 非該当:○)	競争的資金(該当:○ 非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:○)	SBI対象(該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考										
3876	復興庁(国土交通省)	8		196		社会資本整備総合交付金(復興)		社会資本整備総合交付金(復興)は、地方公共団体が「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定)3(イ)又は(ロ)(※)に基づいて行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、東日本大震災の被災地域における復興が図られることを目的とする。 (※)復興関連予算の見直し後は(イ)のみに限定。	地方公共団体が作成した社会資本整備計画(復興)(以下、「社会資本整備計画」という。)に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。 <基幹事業> 社会資本整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業 ① 道路事業、② 港湾事業、③ 河川事業、④ 砂防事業、⑤ 地すべり対策事業、⑥ 急傾斜地崩壊対策事業、⑦ 下水道事業、 ⑧ その他総合的な治水事業、⑨ 海岸事業、⑩ 都市再生整備計画事業、⑪ 広域連携事業、⑫ 都市公園等事業、⑬ 市街地整備事業、⑭ 都市水環境整備事業、⑮ 地域住宅計画に基づく事業、⑯ 住環境整備事業 <関連社会資本整備事業> 社会資本整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 <効果促進事業> 計画の目標実現のために基幹事業一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等(ただし、交付金事業者の事業に必要と認められるものに限る。)	0	0															4_a4.2	8.6								非該当					
3877	復興庁(国土交通省)	8		197		河川・海岸等災害復旧事業(水管理・国土保全局所管)		東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興を強力に推進する。	被災地における復旧・復興のため、被災した堤防等の復旧等を実施する。 ※補助率: 2/3以上	0	0																				8.6		非該当							
3878	復興庁(国土交通省)	8		198		道路災害復旧事業		東日本大震災により生じた直轄道路の被災箇所について、早期に復旧を図り、安全で円滑な道路交通を確保することを目的とする。	東日本大震災の影響による道路損壊、滅失、埋没等の被災箇所について、応急復旧により早期に道路交通を確保するとともに、原則、被災前の原型復旧、工事を実施し、原型に復旧する場合は困難な場合においては、従来の効用を復旧するための必要最小限の対策工事を実施する。	0	0																					4_a4.2		非該当						
3879	復興庁(国土交通省)	8		199		災害復旧事業		東日本大震災により被災した公共土木施設の速やかな復旧及び再度災害の防止を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする。	国による直轄事業、都道府県・市町村による国庫補助事業により以下の事業を実施。 ① 河川等災害復旧事業 被災した港湾等の公共土木施設を復旧する事業 ② 河川等災害関連事業 河川等災害復旧事業のみでは再度災害防止を図ることができない場合に改良復旧等を実施する 事業 ※補助率: ①河川等災害復旧事業2/3以上 ②河川等災害関連事業1/2	0	0																							4_a4.2		非該当				
3880	復興庁(国土交通省)	8		200		航路標識整備事業		法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適切に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。	東日本大震災において被災した航路標識のうち、防波堤の復旧見込みが立たず早期に施工が完了できなかった防波堤灯台等の復旧を行う。	0	0																					4_a4.1.1		非該当						
3881	復興庁(国土交通省)	8		201		都市災害復旧事業		東日本大震災関連の都市災害復旧事業は、東北地方太平洋沖地震により被災した公園、街路、都市排水施設等の復旧及び堆積土砂の排除を、都道府県・市町村による国庫補助事業により行い、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保することを目的とする。	都道府県・市町村による国庫補助事業により、以下の事業を実施。 ・東北地方太平洋沖地震により被災した公共土木施設(公園)・都市施設等の災害復旧に要する費用に対する補助(国庫負担補助率2/3、1/2、3/10、9/10) ・廃棄物処理施設等の復旧に要する費用に対する補助(補助率1/2~1/3) 補助対象事業者は上記の目的に合致した地方自治体と民間事業者(廃棄物処理業者)を対象とする。 対象項目は①計画費②熱導管及び電力自管線③熱交換機及び変電施設④需要施設(需要施設については、余熱等を民間の廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)とする。	0	0																								4_a4.2		非該当			
3882	環境省	18	新28	1		廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素モデル事業		廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱については、地域で有効活用していない現状がある。各地域に点在している廃棄物焼却施設が、それぞれの地域特性を踏まえた熱等の未利用エネルギーをエネルギー需要施設へ提供し、有効活用することによる地域の低炭素化を図る。また、この取組を通じて地域活性化や雇用の創出・地域防災能力等の向上等の廃棄物処理施設の多面的意義の確立を図る。	廃棄物処理施設等の復旧に要する費用に対する補助(国庫負担補助率2/3、1/2、3/10、9/10) ・廃棄物処理施設等の復旧に要する費用に対する補助(補助率1/2~1/3) 補助対象事業者は上記の目的に合致した地方自治体と民間事業者(廃棄物処理業者)を対象とする。 対象項目は①計画費②熱導管及び電力自管線③熱交換機及び変電施設④需要施設(需要施設については、余熱等を民間の廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)とする。	0	0																						3_c3.2		非該当					
3883	環境省	18	新28	2		低炭素型廃棄物処理支援事業		民間主導では取組が進まない廃棄物の焼却熱のエネルギーを利用する施設、廃棄物処理プロセスの省エネを促進する施設及び廃棄物から燃料を製造する施設の整備への支援を行い、エネルギー起源二酸化炭素の削減を推進する。また、地域の各主体が協力して、地域循環圏・エコタウンにおいて地域の資源循環の高度化とともに低炭素化を図ろうとする取組に支援を行う。	①収集する廃棄物の種類・量に応じたCO2削減効果の検証、廃棄物の搬入元及び電力・燃料等の供給先等に係る市場調査及び販路等拡大方策の検討並びにこれらを踏まえた事業性の検証等に要する費用の一部を補助する。 ②①で策定した計画又は同等の計画に基づき廃棄物処理の低炭素化に必要な設備等を導入する事業に係る費用の一部を補助し、発電等の廃熱の有効活用、廃棄物燃料製造、廃棄物処理施設の省エネ化又は廃棄物収集運搬車の低炭素化を促進する。 ③地域の各主体が協力して、地域循環圏・エコタウンにおいて地域の資源循環の高度化とともに低炭素化を図ろうとする取組に関する計画策定・FS調査に対する支援を行う。	0	0																							3_c4.2		非該当				
3884	環境省	18	新28	3		再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業(経済産業省連携事業)		地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等を支援することにより、再生可能エネルギーの自立的普及を促進し、もって日本の約東案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的とする。	1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業 系統への逆潮流による売電を行わない、自家消費や地産地消型の再生可能エネルギー発電を普及させるため、再生可能エネルギー発電設備導入に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に限って、事業化検討や設備導入に係る費用の一部を補助する。 2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業 再生可能エネルギー熱利用毎に、賦存量やコスト、燃料調達等の課題を特定し、適切な対応を行う取組に限って、事業化検討や設備導入に係る費用の一部を補助する。 補助率:【国から非営利法人への補助】定額 【非営利法人から地方公共団体等への補助】定額、1/2、2/3	6,000,000	8,000,000	5	特別	-	90021	2	○	-	-	-															3_a.1		該当			
3885	環境省	18	新28	4		地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業		「日本の約東案」(平成27年7月地球温暖化対策推進本部決定)に掲げられた我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標のうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2013年度比で40%減が目標となっており、全部門で最も厳しい。その達成方策として、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画事業(以下単に「事務事業編」という。)に基づく取組の推進が掲げられているが、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例がない。このため、全ての地方公共団体が事務事業編及びこれに基づく取組を大幅に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」という。)を不断に実施することを目的とする。	事務事業編及びこれに基づく取組の大幅な強化・拡充やカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討(施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等)に係る費用を補助。 2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業 先進的な取組を行うとする地方公共団体に対して、次の①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助。 ①カーボン・マネジメント体制の整備計画、②カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針	5,000,000	3,200,000	5	特別	-	90021	2	○	-	-	-																3_a.1		該当		
3886	環境省	18	新28	6		公共施設等先進的CO2排出削減対策モデル事業		現在の取組として、再生可能エネルギー又は省エネルギー設備を施設毎に個別に導入する場合はほとんどで、地区内に多数存在する施設全体のCO2を効率的に削減する事例は少なく、各地域において徹底的なCO2削減を進めるまでに至っていない。本事業においては、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーシステムを導入し、併せて省エネ改修を行った上で地区を超えたエネルギー需給の最適化を行うことにより、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO2削減対策を実現する先進的モデルを確立することを目的とする。	公共施設等複数の施設が存在する地区内において再生可能エネルギー等を活用し、電気や熱を融通する自立・分散型エネルギーシステムを構築する。更に複数の自立・分散型エネルギーシステムを自己託送等により繋いで電気を融通し、固定価格買取制度による売電に頼らず自己完結型で再生可能エネルギー等を効率的に利用する。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO2削減を行う。 上記対策により、エネルギー消費量を減らしながら、再生可能エネルギー等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、コスト負担を抑制しつつ地域での徹底	0	0																									2_b.2.5	3_c4.2		非該当	

